

用語解説

用語	頁	解説
あ行		
ICT (アイ・シー・ティー)	138 164 他	「Information and Communication Technology」の略称で、「情報通信技術」と訳されます。情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称です。
アイメッセージ	102	→「10のアイメッセージ」を参照
アウトリーチ	108 146 他	利用者の希望に応じて、訪問等による支援を行うことです。
アドバンス・ケア・プランニング (人生会議)	127 130 他	人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセスのことです。
アルツハイマーデー	107	アルツハイマー病等の認知症に関する知識を高め、世界の患者と家族に援助と希望をもたらす事を目的に、国際アルツハイマー病協会と世界保健機関の共同で定められた日です。(毎年9月21日)
医療ソーシャルワーカー	137	保健医療機関において、社会福祉の立場から患者やその家族の方々の抱える経済的・心理的・社会的問題の解決、調整を援助し、社会復帰の促進を図る業務を行います。
インフォーマルサポート インフォーマルサービス	52 他	要介護者を地域社会で支援していくために必要とされる、家族や近隣住民、ボランティア等による、各種制度外の支援のことです。公的機関等が行う、制度に基づいた社会福祉サービスの対語として使われます。
栄養ケア・ステーション	135	京都府栄養士会が、府民の健康づくり・生活習慣病改善を地域の身近なところで支援するため、栄養ケアを提供する地域密着型の拠点です。地域住民、医療保険者、民間企業、医療機関などを対象に、栄養相談、特定保健指導など、食に関する幅広いサービスを展開しています。
SNS	166	ソーシャルネットワークワーキングサービスの略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことです。X (旧Twitter)、Facebook、YouTube、LINE、Instagramなどのサービスがあります。
エビデンス	148	証拠という意味で、ここでは、健康づくり対策を行う上で健診や医療・介護レセプト等のデータ分析による「科学的根拠」の意味として使っています。
エンゼルケア	128	亡くなった人を人生の最期にふさわしい姿に整えるため、化粧をしたり、口腔、身体をきれいにすることで、死者の尊厳を守る処置であるとともに、残された家族の心のケアとしても重要なものです。
エンディングノート	130	人生の終盤に起こりうる万一の事態に備えて、治療や介護、葬儀などについての自分の希望や家族への伝言、連絡すべき知人のリストなどを記しておくノートです。
OJT研修	135	正式名称は「On the Job Training」(職場内研修)。臨床現場でしか培うことのできない知識、技術、態度等の基本的実践能力を獲得するために職場内で行われる研修のこと。
オーラルフレイル予防	151	加齢に伴う口腔の機能の低下その他の口腔の状態の変化等に起因する口腔の機能の虚弱な状態が心身の機能までを低下させる影響を及ぼすものであることを考慮して、その口腔の状態について早期に把握し、虚弱な状態を回復させたり、虚弱な状態を言います。
か行		
外国人介護人材支援センター	189	外国人介護人材の受入れが円滑に進むよう、関係機関と連携して外国人介護職員・外国人受入事業所双方の相談に応じるほか、外国人介護職員や受入事業所を対象としたセミナーや交流会、介護技術や日本語能力向上研修などを実施し、外国人介護職員が安心して働き、地域で生活できるよう支援を行う機関です。
介護給付適正化計画	229 231 他	介護給付適正化とは、「介護給付を必要とする被保険者を適切に認定したうえで、被保険者が真に必要なサービスを、事業所が適切に提供できるよう促すこと」です。 介護給付の適正化については、都道府県と保険者が一体となって戦略的に取り組んでいくことを促進する観点から、平成19年6月に示された「介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、各都道府県の考え方及び目標等を定めた「介護給付適正化計画」を策定し、平成20年度から適正化事業の全国的な展開を図っています。

用語	頁	解説
介護職員の相互応援協定	173	介護施設等において新型コロナウイルス感染症が発生し、職員に不足が生じた場合に、他の施設から職員を派遣してサービス提供を継続できるよう、関係団体と京都府・京都市が締結した協定です。
介護現場における感染対策の手引き	173	介護現場における感染対策力の向上を目的として作成されたもので、介護職員においては日常のケアを行う上で必要な感染対策の知識や手技の習得について、施設長・管理者の方においてはその役割と感染管理体制の構築に活用できます。
介護サービス事業者の情報の公表	229 230	介護サービス事業所の基本的な事項やサービスの内容、運営等に関する情報を公表することにより、利用者の介護サービス事業所選択の際の資料とするものです。
介護サービス第三者評価	230	介護サービス事業所の自主的なサービスの質の向上への取組を支援するため、一定の評価基準に基づいて、サービスの質などの達成度合いを評価し、改善のための助言等を行うものです。評価結果を公表することにより、利用者が介護サービス事業所を安心して選択することができるようにするものです。
介護支援専門員（ケアマネジャー）	45 195 他	要介護者や要支援者の人の相談や心身の状況に応じるとともに、ケアプラン（介護サービス等の提供についての計画）の作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う者で、要介護者や要支援者の人が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた専門職のことです。
介護相談員	97	介護サービスの提供の場を訪ねて、サービスを利用する者等の話を聞き、相談に応じます。市町村によって養成され、申出のあったサービス事業所等に派遣すること等により、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図ることを目的としています。
介護福祉士	188 他	専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障のある方に対し、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその方及びその介護者に対して介護に関する指導を行う専門職のことです。
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	48 49 他	市町村が、一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者を対象に、日常生活圏域ごとに、地域の抱える課題の特定（地域診断）に資することなどを目的として実施する調査です。からだを動かすこと、食べること、毎日の生活、地域での活動、たすけあい、健康などに関する項目を調査します。
介護予防教室	145	介護予防教室は、65歳以上の方が利用可能で、要介護認定を受けていなくても参加でき、運動や健康講座、趣味活動を行うためのサロンなど、高齢者の生活機能を高めたり、地域社会活動への参加を促したりするための事業であり、市町村の支援により運営されています。介護予防教室は、高齢者が住み慣れた地域で、なるべく介護を必要とせずに暮らしていけるようにすることを目的としています。
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	95 143 他	市町村が、高齢者の多様なニーズに応じて、多様なサービスを提供するもので、要支援者や生活機能の低下が見られる者が利用できる介護予防・生活支援サービスと、全ての高齢者が利用できる一般介護予防事業とがあります。
介護保険事業計画	3 他	市町村が、国の基本方針に即して策定する、3年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画のことで、区域（日常生活圏域）の設定や各年度における種類ごとの介護サービス量の見込、高齢者の自立支援のための施策と目標等を定めています。
介護保険事業支援計画	4	都道府県が、国の基本方針に即して策定する3年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画のことで、老人福祉圏域の設定や各年度における必要利用定員総数、市町村の取組を支援する施策等を定めています。
介護保険保険者努力支援交付金	66	高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組を推進するため、市町村及び都道府県による取組内容に応じて、厚生労働省から都道府県及び市町村に交付される交付金です。
介護ロボット	189	介護サービスにおける介護従事者による利用者の移乗、移動、排泄及び入浴並びに利用者の状態の確認、利用者との意思疎通その他介護を行うときに使用される、介護従事者の身体的な負担の軽減及び業務の効率化に効果がある機器のことです。
カスタマーハラスメント	189	→「利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメント」を参照

用語	頁	解説
通いの場	145	高齢者を中心に、地域の住民同士が気軽に集い「生きがいづくり」「仲間づくり」の輪を広げる場所で、地域の介護予防の拠点となる場所でもあります。公民館や公園だけではなく、農園、喫茶店、学校、店舗の空きスペースなど、さまざまな場所にあり、体操、趣味活動、茶話会や認知症予防などの活動が行われています。身近な地域で、住民主体による多様な通いの場を充実していくことが、高齢者の介護予防に有効です。
簡易陰圧装置・換気設備	173	いずれも介護施設等において感染症拡大のリスクを低減するために設置されるもので、簡易陰圧装置は、感染者や感染疑い者の居室の気圧を低くし、ウイルスが施設内に漏れないようにするもの、換気設備は、窓での換気が不十分な居室等においても定期的に換気できるように、設置するものです。
がん診療連携拠点病院	127	専門的ながん医療の提供、地域のがん診療の連携協力体制の整備、患者・住民への相談支援や情報提供などの役割を担う病院として、国が指定した病院です。
感染症対策計画	173	高齢者施設・事業所において感染症の発生や発生時の拡大を防止するため、指針やマニュアルの作成、職員研修の企画、実施、発生時の連絡体制などの具体的な感染症対策のために作成される計画のことです。
緩和ケア	126 127 他	重い病を抱える患者やその家族一人ひとりの身体や心など様々なつらさを和らげ、より豊かな人生を送ることができるように支えていくケアのことです。
技能実習	189	我が国で培われた技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）を開発途上地域等へ移転することにより、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的とした技能実習制度において、日本国内の企業や個人事業主等と雇用関係を結び、技能等の習得を目指す。
キャラバン・メイト	108	地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」をつくる「認知症サポーター養成講座」の講師役となる人のことです。
QOL（キューオーエル）	228	「Quality of Life」の略称で、治療や療養生活を送る患者の肉体的、精神的、社会的、経済的、すべてを含めた「生活の質」のことで、病気による症状や治療の副作用などによって治療前と同じようには生活できなくなることがあり、このような変化の中で患者が自分らしく納得のいく生活の質の維持をめざすという考え方のことです。
京あんしんネット	138	地域の在宅医療に携わる多職種間の連携を図るため、ICTを活用し患者毎の情報をリアルタイムで共有できるシステムのことです。
協議体	97	日常生活に支援を要する高齢者が、住み慣れた地域で生きがいをもって暮らし続けることが出来るよう、多様な介護予防・生活支援サービスを提供する主体や生活支援コーディネーター等が参画し、情報提供及び連携・協働による地域資源の開発等を推進するための場として、中核となるネットワークです。
京都おもいやり駐車場利用証制度 (パーキングパーミット制度)	172	高齢者や障害者、難病患者等歩行が困難な方、妊産婦やけがをされ一時的に歩行が困難な方等に対して共通の駐車場利用証を交付し、車いすマークの駐車場を利用しやすくする制度です。
京都高齢者あんしんサポート企業	44 108 110	高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりのため、高齢者の方への声掛けや買い物支援のほか、必要に応じた相談窓口の紹介、地域における高齢者向けの情報発信などを行う、高齢者にやさしいお店・企業のことです。
京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構	230	京都で唯一の第三者評価事業を推進する組織として平成17年10月に公民協働で立ち上げられた団体であり、学識経験者、関係団体(施設・事業者)、利用者団体、関係職能団体、第三者団体等、行政などによって構成されています。京都府の推進する介護サービス及び福祉サービスの第三者評価を実施する評価機関の設立や活動を支援するとともに、評価に関する情報を府民にわかりやすく提供することにより、第三者評価の取組を広く普及、定着させ、利用者本位の介護・福祉の推進を図ることを目的としています。
京都式介護予防総合プログラム	144 151	運動機能向上に加え、低栄養や栄養改善、口腔ケアのプログラムを盛り込んだフレイル(虚弱)防止のための、複合的なプログラムです。
京都ジョブパーク	158	京都府が、労働者団体や経営者団体をはじめ多くの関係機関や団体と一緒にあって、「働きたい」皆さんの就業を支援する総合就業支援拠点です。
京都SKYセンター	154 164	京都府、京都市、府内市町村や企業、民間団体等の協力により設立された明るい長寿社会づくり推進機構で、高齢社会における新しい社会システムづくりを推進している公益財団法人です。健やかなの(S)、快適の(K)、豊かの(Y)の頭文字から取っておりスカイ(SKY)と読んでいます。

用語	頁	解説
京都SKYシニア大学	153	高齢者の「学ぶ意欲」「活躍する意欲」に応え、学びながら活動参加へのきっかけを見つけていただくとともに、学んだことを活かして地域で活動いただくために開催している、通年制の講座です。公益財団法人京都SKYセンターが運営しています。
きょうと健やか21	148	平成13年3月に策定した「総合的な府民の健康づくり指針（きょうと健やか21）」を、平成25年3月に「健康増進計画」、「医療計画」等と一体化させ、「京都府保健医療計画」として策定し、平成29年度に、平成30年度から35年度までの6か年計画として改定を行いました。府民・地域・企業・自治体が一体となり、目標達成にむけて健康づくり運動を推進していくための手引書となるものであり、今後6年間にオール京都で主体的に取り組んで行く目標を具体的に定めています。
京都地域包括ケア推進機構	366 他	高齢者が介護や療養が必要になっても、住み慣れた地域で365日安心して暮らせる「京都式地域包括ケアシステム」を実現するため、医療・介護・福祉・大学等のあらゆる関係団体が結集してオール京都体制で平成23年6月に設立したものです。制度や組織の壁を越えて連携の強化に繋がる全国モデルとなるような取組を進めています。
きょうと認知症あんしんナビ	110	認知症の人と家族が、住み慣れた京都で安心して暮らし続けるため、認知症についての基礎知識や、医療機関や相談窓口の検索などが行える、京都地域包括ケア推進機構が開設したポータルサイトです。
京都認知症総合センター・ケアセンター	44 112	京都府独自の取組として整備を進めている、認知症の初期から重度までのサービスを提供するセンターです。医療支援、初期支援、在宅支援、施設サービスの4つの機能を有し、地域の社会資源と連携して、認知症の人や家族の支援に取り組みます。
京都府医療勤務環境改善支援センター	135	医師・看護師等の医療従事者の離職防止や医療安全の確保を図るため、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援するセンターです。
京都府医療トレーニングセンター	135	生涯教育の一環として、従来の講習や座学だけでなく、シミュレーション・ラボを用いた訓練等によって、医学生や研修医、病院勤務医、開業医ならびに在宅医療における知識・技術など全ての医師に必要とされる様々な技術や新しい手技の獲得と修練に資するため、全国の医師会に先駆けて、京都府医師会が開設したものです。
京都府居住支援協議会	216	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する法律」に基づき、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業を行う者、住宅確保要配慮者に対し居住に係る支援を行う団体等により組織したものです。
きょうと福祉人材育成認証制度	188 他	若者の働きがいと働きやすさに配慮した人材育成や職場への定着支援に取り組む事業所を認証し、福祉業界の見える化、ボトムアップを図り、人材育成に努力する事業所を支援し、若年者の業界参入と人材定着を促進する京都府の制度です。
京都府高齢者居住安定確保計画	4 197 他	高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）に基づく法定計画で、高齢者の住まいの供給促進に関する事項等を定めることとされている。京都府住生活基本計画に定められた高齢者に対する住宅施策と、この第9次京都府高齢者健康福祉計画に定める介護保険施設等の整備計画や高齢者福祉サービス施策との調和を図り、高齢者の居住の安定確保に向けた施策を総合的に推進するものです。
京都府住生活基本計画	8 74 他	住生活基本法に基づく府民の住生活の安定及び向上の促進に関する基本的な計画です。
京都府生涯現役クリエイティブセンター	158	人生100年時代を見据え、「生涯学び・働き続けることのできる社会」のため、キャリア相談・リカレント研修・マッチング支援を一体的に実施するセンターです。
京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター	111 176 他	障害者、高齢者の虐待対応困難事例等に係る市町村等への支援、虐待対応関係者の資質向上、成年後見制度の利用促進を図ることを目的とした機関です。
京都府障害者・障害児総合計画	8	障害者基本法第11条第2項、障害者総合支援法第89条第1項及び児童福祉法第33条の2第1項に基づく法定計画で、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。

用語	頁	解説
京都府総合計画（京都夢実現プラン）	3	令和元年10月に「一人ひとりの夢や希望がすべての地域で実現できる京都府」をめざして策定した京都府の行政運営の指針となる総合計画で、「将来構想」、「基本計画」、「地域振興計画」によって構成しています。
京都府総合リハビリテーション連携指針	66 117	全ての府民が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるよう、急性期から回復期、生活期まで継続したリハビリテーション提供体制を整備し、さらなる高齢化の進行に伴うリハビリテーション需要増加と障害児・者リハビリテーションのニーズ等に応えるため、令和元年度に策定した指針のことで。
京都府地域医療支援センター（KMCC）	135 190	京都府と京都大学、京都府立医科大学、医療機関、医療に関する団体が連携して、オール京都の体制で、医師のキャリア形成支援等を通して、医師確保など地域医療の安定的な確保に取り組むセンターです。
京都府地域福祉支援計画	8	社会福祉法第108条に基づき、府内各市町村において地域福祉が計画的に推進されることを支援するために、広域的な見地から京都府の取り組むべき方向性を示すとともに、市町村における地域福祉計画の策定のための指針として策定したものです。
京都府地域包括ケア構想（地域医療ビジョン）	66 120 他	限られた医療・介護資源を有効に活用し必要とされる方それぞれの状態にふさわしい適切な医療・介護を効果的に提供する体制を構築するために、2025年における、その地域にふさわしいバランスのとれた医療・介護体制構築に向けた指標として、平成29年3月に策定したものです。
京都府ナースセンター	191	無料職業紹介（ナースバンク）事業、離職時等の届出制度に関する支援事業、復職支援の相談及び研修事業、看護職を目指す方への進路相談などを行っています。京都府では知事の指定のもと、京都府看護協会が運営しています。府北部地域には支所（京都府北部看護職支援センター）を設置し、対策を強化しています。
京都府認知症応援大使	108	認知症の人本人による発信の機会を拡大していくため、ともに啓発活動を行っていただく認知症のご本人を「京都府認知症応援大使」に委嘱しています。
京都府保健医療計画	3 8 他	医療計画、健康増進計画の内容を網羅し、高齢者健康福祉計画及び障害福祉計画等と整合を図った保健医療の基本計画です。
京都府北部看護職支援センター	191	京都府北部地域（綾部市以北）を中心に京都府の委託を受け看護職員の確保のため、京都府ナースセンターや関係機関の連携のもとに就業支援を行う機関です。
京都府北部福祉人材養成システム	188	京都府と福知山市、舞鶴市、宮津市が協力し、介護福祉人材養成校、総合実習センター、現任者研修実施機関からなる福祉人材養成システムを構築し、府北部における介護・福祉人材確保を推進する事業です。
京都府リハビリテーション教育センター	119 193	京都府立医科大学、京都大学、京都府医師会をはじめとした医療関係団体、リハビリテーション関連病院、京都府・京都市の行政関係者が一体となって、オール京都体制でリハビリテーション医師等を教育・養成するセンターで、京都府立医科大学内に設置しています。
共助型生活支援推進隊（地域包括ケア推進ネット）	97 他	市町村における生活支援体制整備の推進するため、各保健所に設置しています。保健所及び地域包括ケア推進ネット職員により構成され、圏域協議会や生活支援コーディネーター等意見交換会・研修会等の開催、地域の担い手・活動団体の育成支援を行っています。
業務継続計画（BCP）	173	企業や事業所等の事業存続を脅かす緊急事態に見舞われたとき、重要業務を許容限界以上のレベルで維持するとともに、許容される期間内に操業度を回復するために、事前の対策・緊急期の対応計画・事後の復旧計画のことをいいます。
グリーフケア	128	グリーフ(grief)とは悲しみを意味します。身近な人との死別を経験し、悲嘆に暮れる人をそばで支援することで、悲しみから立ち直れるようにすることです。
ケアハウス	209 210 他	軽費老人ホームのひとつで、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことに不安がある高齢者が、低額な料金で入所できる、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与する施設です。ゆとりを持って生活できる高い居住性を持つ設備を有し、職員が施設内に常駐して見守りや生活相談等のサービスを提供します。
ケアプラン	47 74 他	要介護者・要支援者の心身の状況、置かれている環境、本人・家族の希望などを勘案し、本人の自立を支援するため、どのような介護サービスをいつ、どれだけ利用するかをまとめた介護サービス計画のことで、介護支援専門員が作成します。

用語	頁	解説
ケアプランデータ連携システム	196	介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で、介護現場の負担軽減や職場環境の改善は重要であり、厚生労働省において、令和元年度に調査研究事業を実施し、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で毎月やり取りされるケアプランのうち、サービス提供票(予定・実績)をデータ連携するための標準仕様を作成し、公開しました。標準仕様を活用してデータ連携をすることで、介護事業所の文書作成に要する負担が大幅に軽減されることが期待されています。
ケアマネジメント	94 141 他	介護や支援を必要とする利用者と、医療・介護サービスをはじめとする社会資源を適切に結びつける手法のことで、介護支援専門員(ケアマネジャー)が行います。主に「アセスメント」、「ケアプランの作成と実施」、「モニタリング」等のプロセスを経て行われます。
軽費老人ホーム	74 203 他	無料又は低額な料金で、高齢者を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設です。
健康寿命	71 148 他	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことをいいます。
言語聴覚士(ST)	71	音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある方について、その機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う専門職のことで、
後期高齢者	12 他	高齢者のうち、75歳以上の人をいいます。
口腔(こうくう)ケア	144	狭い意味では、口腔の清掃をいいますが、多職種、介護者および本人・家族等による歯ブラシやガーゼ等で口の中の清掃や清拭、義歯の清掃や着脱や保管、食事前の嚥下体操や姿勢調整を指します。誤嚥性肺炎の予防や介護予防の視点からも大切なケアです。
口腔健康管理	151	口腔ケア、口腔衛生管理、口腔機能管理の3つを含んだ言い方。口腔衛生管理は口腔衛生に関わる歯科医療行為、口腔機能管理は、口腔機能に関わる歯科医療行為
口腔サポートセンター	138 191	「訪問歯科診療」などを充実するための地域の連携窓口で、在宅・病院、施設で病気などにより歯科医院に通院困難な方が、訪問歯科医を探すことができます。
高齢化率	11 他	総人口に占める高齢者(65歳以上の人口)の割合のことを言い、高齢化率は以下の計算により算出しています。「高齢化率(%)=高齢者人口÷(総人口-年齢不詳人口)×100」
高齢者あんしんサポートハウス	209 210	軽費老人ホーム(ケアハウス)の制度をもとに、より低所得の高齢者でも入居が可能となるよう、府が独自の補助制度を創設し、整備を推進する施設です。入居者は、食事提供、見守り、入浴、生活相談等の生活支援サービスを受けることができます。
高齢者虐待	175 176	高齢者虐待防止法においては、養護者による高齢者虐待及び介護施設従事者等による高齢者虐待をいうとされ、身体的虐待、介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5つの類型が規定されています。
高齢者情報相談センター	217	高齢者及びその家族の多様化する相談情報ニーズに総合的に対応するために京都府が設置している相談窓口です。一般相談及び法律・財産管理に係る専門相談、高齢者及びその家族等が介護をする上での最新情報等の提供をホームページを活用して行っています。
高齢者等入居サポーター	216	高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、「高齢者等入居サポーター登録制度要綱」に基づき京都府居住支援協議会が登録した宅地建物取引業等の従事者であり、民間賃貸住宅の貸主や民間賃貸住宅への入居を希望する高齢者等に対し各種制度の情報提供や助言を行う者です。
高齢者健康福祉圏域	6	老人福祉圏域。介護保険法第118条第2項第1号の規定により、当該都道府県が、介護給付等サービスの種類ごとの量の見込みを定める単位となるものとして設定するもの
誤嚥性肺炎	151	嚥下機能の低下により、細菌が唾液や胃液と共に肺に流れ込んで生じる肺炎です。
さ行		

用語	頁	解説
サービス付き高齢者向け住宅	66 214 他	60歳以上の高齢者が安心して生活できる住宅として、状況把握と生活相談のサービスが提供されるとともに、バリアフリー構造と一定の面積・設備基準を満たす住宅です。
災害派遣福祉チーム（京都D WAT）	170	災害時に避難所において避難生活を送る方への福祉専門職による日常的な支援を行うチームです。また、平常時は、地域の防災訓練や防災活動に参加し、災害にも強い地域づくりを目指して地域のみなさんと共に活動しています。
「さいごまで自分らしく生きる」を支える京都ビジョン・京都アクション	66 225	住み慣れた地域で「『さいごまで自分らしく生きる』を支える」社会の実現のため、指標となる将来のビジョンを定め、関係者がオール京都でアクションを展開していくための行動理念として、平成27年3月に京都地域包括ケア推進機構の看取り対策プロジェクトで策定したものです。
在宅医療・介護連携推進事業	137 138	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供することができるように、都道府の支援の下、市区町村が中心となって、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する事業のことで。
在宅医療・地域包括ケアサ ポートセンター	135 191	地区医師会、関連団体、行政等の連携を発展させ、在宅医療や地域包括ケアの充実を図る窓口です。在宅医療等に関する研修情報発信、相談事業等を実施しています。
在宅介護実態調査	48 55	在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている高齢者の方を対象に、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討するために、市町村が実施する調査です。
在宅療養あんしん病院登録シ ステム	45 66 他	在宅療養中の高齢者が、あらかじめ必要な情報を登録しておくことで、体調を崩し在宅での対応が困難になった場合に必要に応じて入院ができることを目的とした京都地域包括ケア推進機構が運営するシステムで、全国初の仕組みです。
在宅療養コーディネーター	80 137	在宅ケアに携わる多職種（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士及び栄養士、ケアマネジャー、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士等）のチームサポート体制の構築に向け、地域で在宅チームの連携の要となる人材のことで、京都地域包括ケア推進機構が養成を行っています。
在宅療養支援診療所	126	地域において在宅医療を支える24時間の窓口として、他の病院、診療所等と連携を図りつつ、24時間往診、訪問看護等を提供する診療所のことで。
作業療法士（OT）	71 110 他	医師の指示の下に、身体又は精神に障害のある方、又はそれが予測される方に対して、より主体的な生活を目指し、諸機能の回復、維持及び開発を促す作業活動を用いて治療・指導・援助を行う専門職のことで。
産業医	108	事業場において労働者が健康に就労できるよう、健康診断とその結果に基づく措置、治療と仕事の両立支援、ストレスチェック制度や長時間労働者に対する面接指導などを実施します。労働者が50人以上の事
事前指示書	130	自分で意志を決定・表明できない状態になったときに受ける医療について、あらかじめ要望を明記しておく文書のことで。
シニアボランティアバンク	154	京都SKYセンターと共に進める、社会貢献活動に意欲的な高齢者と活動とのマッチングの仕組みづくりを進める取組のこと。担い手の人材登録とマッチング、活動者のフォローアップも行う。
市民後見・法人後見	111	成年後見に関する一定の知識等を身につけた市民や法人など、親族後見人以外の者が成年後見を行うことです。
社会福祉士	188	専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある方の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う専門職のことで。
若年性認知症	103 105 他	65歳未満で発症する認知症のことで。
若年性認知症コールセンター	108	京都府が設置する若年性認知症の電話相談窓口です。
若年性認知症支援コーディ ネーター	107 108 他	若年性認知症の人の自立支援に関わる関係者のネットワークの調整を行うコーディネーター。京都府では、京都府こころのケアセンターに設置しています。
#7119	135	「#7119（又は0570-00-7119）」に電話すると、急な病気やけがをした際、看護師から受診の必要性や対処方法等の助言、医療機関案内を受けることができます。
重層的支援体制（整備事業）	142 164	市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業です。

用語	頁	解説
住宅確保要配慮者	215 216	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」及び「国土交通省令」で定める以下の者です。 低額所得者（月収15.8万円以下）、被災者（発災後3年以内）、高齢者、障害者、子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）を養育している者、外国人、中国在留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者等、DV被害者、犯罪被害者等、拉致被害者等、更正保護対象者、生活困窮者、東日本大震災等の大規模災害の被災者、地方公共団体が供給促進計画において定める者。
住宅セーフティネット	215	住宅市場の中で独力では住宅を確保することが困難な方々が、それぞれの所得、家族構成、身体の状況等に適した住宅を確保できるような様々な仕組み
重点課題対応プログラム	165	介護予防や見守りなど、特に地域の支えが必要と思われる重要課題の解決を図るため、市町村・京都府との連携・協働関係の構築を目指す地域活動を支援するものです。
10のアイメッセージ	102	理想とする社会の姿を、認知症の本人である「私」（＝I（アイ））を主語にした10のメッセージとして表現したものです。
縦覧点検・医療情報との突合	47 231 他	介護給付適正化のため市町村が行う下記の事業のことです。 縦覧点検：受給者ごとに複数月またがる介護報酬の支払状況（請求明細内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うこと。 医療情報との突合：医療担当部署との更なる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ること。
就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）	143	役割のある形での高齢者の社会参加等を促進することにより、健康寿命の増進、介護予防等に資することを目的に、就労的活動の場を提供できる民間企業・団体と就労的活動を実施したい事業者等とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動を推進するコーディネーターのことです。
主任介護支援専門員	195	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域課題の把握から社会資源の開発等の地域づくりや地域の介護支援専門員の人材育成等の役割を果たすことができる専門職として、介護支援専門員（ケアマネジャー）の中から、所定の研修を受けた者のことを言います。
消費生活安全センター	217	暮らしの中の様々なトラブルや疑問について、専門の消費生活相談員が解決のためのお手伝いをする相談機関です。
職場におけるセクシャルハラスメント	189	「職場」において行われる「労働者」の意に反する「性的な言動」に対する労働者の対応によりその労働者が労働条件につき不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害されることをいいます。
職場におけるパワーハラスメント	189	①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の労働勸業が害されるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすものをいいます。
シルバー人材センター	153 157 他	原則として市（区）町村単位に置かれており、定年退職者などの高齢者に、そのライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業」を提供しています。
シルバーリーダー研修事業	156	市町村の老人クラブのリーダー養成のため、京都府老人クラブ連合会が行っている研修事業のことです。
身体拘束	177 229	衣類や綿入り帯等を使って、介護を受ける高齢者等の身体を一時的に拘束したり、運動することを抑制するなど、行動を制限することです。
スクリーニング	109	ふるいわける・選別するという意味。ここでは、認知症によるもの忘れと健康な人のもの忘れの違い、認知症による生活への支障の有無や程度、認知症が疑われるかどうかを調べることです。
生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）	72 97 他	高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、地域に不足するサービスの創出や担い手の養成、ネットワークづくり等を推進するコーディネーターのことです。

用語	頁	解説
生活支援体制整備事業	95 144	地域支援事業の包括的支援事業の一つで、市町村が中心となって、企業、ボランティア、社会福祉協議会、シルバー人材センター、老人クラブ、民生委員等生活支援サービスを担う事業主体と連携し、多様な日常生活上の支援体制整備の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に行う事業のことで、生活支援コーディネーターや協議体等の配置、活動を行います。
セーフティネット	208 215 他	一般的には、事故や災害など、望ましくないアクシデントの発生に備えて、その影響の回避や最小限化を図る安全網として準備される制度やしきみをいいます。社会福祉をはじめ、社会保険、公的扶助などの社会保障全般がセーフティネットに当たりますが、ここでは、養護老人ホームが、さまざまな理由により現在置かれている環境では生活が難しく、経済的にも困難な状況にある高齢者が入所できる施設であることを指しています。
成年後見制度	111 他	「後見」、「保佐」、「補助」、「任意後見」の認知症などにより物事の判断が十分にできず、権利・利益の主張ができなくなった場合、本人の判断能力を補い、権利を保護する法的な制度です。「後見」、「保佐」、「補助」、「任意後見」の4つの類型があり、いずれも家庭裁判所の審判を経て開始されます。
前期高齢者	12	高齢者のうち、65歳以上75歳未満の人をいいます。
先端的リハビリテーション	120	先端的な機器（ロボット等）等を用いたリハビリテーションのことで、
総合リハビリテーション	121	医学リハビリテーション（病院等で行う理学療法等）に、教育リハビリテーション（障害児・者への教育支援等）、職業リハビリテーション（職業訓練等）、社会リハビリテーション（生活支援等）等を加えたリハビリテーションのことで、
た行		
第三者評価	229 他	第三者評価とは、当事者以外の公正・中立な第三者が専門的かつ客観的な立場から評価することを言います。第三者評価は、普段行っているサービスについて自ら振り返る機会となります。また第三者の目で見てもらうことにより、事業運営における課題が明確になり、サービスの質の向上に向けての取り組みを図ることが出来ます。
連携パス	121	ある疾患に罹患した患者を中心として、地域で医療・介護に関わる人々がそれぞれの役割分担を行い、お互いに情報共有をすることにより、今後の診療の目標や注意点を明確にし、チームで患者を支えていくための仕組み（国立循環器病研究センターホームページ）のことで、
ターミナルケア	207	終末期医療とも呼ばれ、余命がわずかな状態となった利用者に対して、身体的・精神的な苦痛を感じることなく、穏やかに最期を迎えていただくことを目的としたケアを指します。なお、類似の看取りケアとの違いは、ターミナルケアは投薬などの医療行為をメインで行うのに対し、看取りケアはそれ以外の介護ケアをメインに行う場合を指します。
第3次京都認知症総合対策推進計画（第3次京都式オレンジプラン）	66 71 他	医療・介護・福祉等関係機関が連携し、認知症の早期発見・早期対応、認知症ケアの充実や家族への支援など、関係機関・団体等の役割の明確化を図るとともに、府民、関係団体、行政、事業所それぞれの行動指針となるよう令和6年3月に策定したものです。
多床室の個室化	173	介護施設等において、感染が疑われる者の空間を他の利用者と分離して感染拡大を防止するため、間仕切りや壁等により多床室を個室に改修するものです。
ダブルケア	110 181 他	子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のことをいいます。
団塊ジュニア世代	3 他	昭和46（1971）年～昭和49（1974）年生まれの世代のことで、
団塊の世代	3 他	昭和22（1947）年～昭和24（1949）年生まれの世代のことで、
チームオレンジ	108	認知症の初期段階から、地域における認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みのことで、
チームケア	195	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等、管理栄養士、リハビリテーション専門職、歯科衛生士、ケアマネジャー、介護職員等、医療・介護の多職種がチームを組んで、医療や介護を必要としている人の支援にあたることをいいます。

用語	頁	解説
地域医療介護総合確保基金	191	2025年を展望すると、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題であり、平成26年に消費税増収分を活用した新たな財政支援制度として創設され、各都道府県に設置された基金のことです。
地域共生社会	117	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越して『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
地域ケア会議	97 142 他	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法です。地域包括支援センター等が主催し、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決、ケアマネジメントの実践力向上、個別ケースの課題分析等を重ね、地域に共通した課題を明確化し、資源開発や地域づくり、政策形成につなげます。高齢者の個別課題の解決等を地域ケア個別会議と、市町村レベルで地域づくり・資源開発等を行う地域ケア推進会議があります。
地域交響プロジェクト	165	地域住民が互いに協力して地域課題解決に取り組む活動が持続的・自律的に実施出来るよう、京都府が交付金や専門家派遣等により活動を支援するとともに、周囲の他団体や市町村、京都府などと連携・協働を目指す環境を整える取組です。
地域支援事業	95 144 他	市町村が実施主体として行う事業で、要介護等の状態になることを予防するとともに、要介護等の状態になった場合でも、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防や高齢者に関する総合相談・支援、権利擁護、家族介護者への支援等を行います。平成18年4月から実施されています。
地域包括ケア（地域包括ケアシステム）	3 他	高齢者が介護を必要となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が一体的に提供される体制のことをいいます。
地域包括ケア推進ネット	97 227 他	二次医療圏域で府保健所と京都地域包括ケア推進機構が連携し、市町村の地域包括ケア推進を伴走支援するため、京都府が府保健所に設置した組織です。
地域包括ケア「見える化」システム	48	都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムであり、介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が一元化されています。
地域包括支援センター	8 94 他	高齢者に関する総合相談・支援や権利擁護、介護予防のマネジメント、困難事例等への指導・助言などを実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するセンターで、府内各市町村で設置されています。管内に複数センターがある市町村では、センター間の総合調整や困難事例への対応など他センターへの後方支援を行う「基幹型センター」や、権利擁護や認知症支援等の特定分野において他のセンターを支援する「機能強化型センター」の設置も可能とされており、地域全体での効果的なセンター業務の運営が求められます。
地域リハビリテーション	121	障害のある人々や高齢者及びその家族が住み慣れたところで、そこに住む人々とともに、一生安全に、いきいきとした生活が送れるよう、保健や医療、福祉及び生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合っている活動のすべてを言います。
地域リハビリテーション支援センター	117 121 他	厚生労働省が定めた「地域リハビリテーション推進のための指針」の「地域リハビリテーション支援センター」として知事が指定したリハビリテーション病院のことです。市町村、病院、介護施設等からのリハビリテーションの相談への対応、事例検討会の開催等を行います。令和5年12月時点で府内の各高齢者健康福祉圏域内において1以上指定しています（合計8病院）。
地域連携薬局	138	患者が外来、入院、在宅医療、介護施設と様々な療養環境に移っても継続的に医療・介護関係多職種と連携して服薬管理を実施できる薬局として知事に認定された薬局です。（令和3年8月認定制度開始）
超高齢社会	3	WHO（世界保健機関）と国連の定義に基づき、65歳以上の人口（老年人口）が総人口（年齢不詳を除く）に占める割合（高齢化率）が21パーセント超の社会のことを言います。なお、65歳以上人口の割合が7パーセント超で「高齢化社会」、同割合が14パーセント超で「高齢社会」と言います。

用語	頁	解説
特殊詐欺	168	被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝を含む。）のことであります。
特定技能	189	深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人労働者のための在留資格です。
特定健診・特定保健指導	72 152	日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目した特定健診を行います。特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる方に対して、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すサポートを行うことを特定保健指導と言います。すべての医療保険者が年1回実施することを平成20年から義務化されました。
な行		
日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用援助事業)		→「福祉サービス利用援助事業」を参照
入所定員総数	85 他	各市町村が設定する施設サービスの種類ごとの利用見込者数や、現在の施設整備状況や利用状況等を勘案して、各圏域ごと、各年度ごとに設定した各施設ごとの定員数の合計のことであります。
認知症	3 他	様々な要因によって脳の神経細胞が萎縮するなどして壊れ、そのために認知機能が低下して、日常生活や人間関係などに支障をきたすようになってきた状態のことであります。認知症には、原因となる疾患等がたくさんあり、主なものには、アルツハイマー型認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症などの変性疾患、そして脳梗塞、脳出血などの脳血管障害によって起こる血管性認知症などがあげられます。
認知症あんしんサポート相談窓口	110	地域事情を踏まえた相談ができる身近な相談窓口として、地域密着型の介護保険事業所（認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護等）において、京都独自に設置されているものです。
認知症カフェ (オレンジカフェ)	108 109 他	もの忘れなどが原因で生活に不安のある人やその家族が、どこへ相談したら良いかわからない時期に、気軽に訪れることが出来る場所です。本人やその家族・知人、医療やケアの専門職、地域の人々が集い出会い、なごやかな雰囲気のもとで交流を楽しみ、認知症のことやその対応などについてお互いの理解を深めることが出来るカフェのことであります。
認知症ケアパス	112	認知症の人ができる限り住み慣れた自宅で暮らし続け、また、認知症の人やその家族が安心できるように、認知症の状態に応じた適切なケアの流れを示したものです。
(京都府) 認知症コールセンター	108 110 他	認知症に関する悩みや疑問についての相談のほか、必要に応じて認知症疾患医療センター等の関係機関の案内等を行う電話相談窓口。（公社）認知症の人と家族の会京都府支部に委託して運営しています。
認知症サポーター	44 107 他	認知症について正しく理解し、偏見を持たず、日常生活の中で、認知症の方が困っているのを見かけたときに声をかける等、自分のできる範囲で、認知症の人やその家族を見守り、支援する人のことであります。
認知症サポート医	44 108 他	認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言等の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師のことであります。
認知症疾患医療センター	109 110 他	認知症疾患の保健医療水準の向上を図ることを目的とする専門医療機関です。保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を実施しています。
認知症初期集中支援チーム	105 109	複数の専門職が、家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行うチームのことであります。
認知症施策推進大綱	66 101	認知症施策総合戦略（新オレンジプラン）の後継として、令和元年6月18日に、認知症施策推進関係閣僚会議においてとりまとめられた国の認知症施策の指針です。
認知症地域支援推進員	112 142	認知症の人の状態に応じて必要なサービスが適切に提供されるように、医療機関や介護サービス、地域の支援機関との連携支援や、認知症の人やその家族を対象とした相談業務などを行う者で、府内の全市町村に配置されています。
認知症にやさしい異業種連携協議会	110	高齢化が急速に進行する中、認知症になっても個人の尊厳が尊重され、安心して暮らし続けられる社会を実現するため、高齢者、認知症の人に身近なモノやサービスを提供する企業が異業種連携により認知症にやさしいモノやサービスを検討し、実践することを目的とした協議会です。

用語	頁	解説
認知症バリアフリー	109	認知症になってからも、できる限り住み慣れた地域で安心して普通に暮らし続けていくために、生活のあらゆる場面での障壁を減らしていく取組のことで
認知症リハビリテーション	112	残っている「心身機能」を活用し、日常生活の「活動」、社会への「参加」に対するそれぞれの働きを通じて生活機能を向上させ、「自分らしく生きる」ことや「人間らしく生きる権利の回復」のために支えていく活動のことをいいます。
認知症リンクワーカー	109	認知症の人が病気と向き合いながら、地域とのつながりを持って生活できるよう、精神的支援・日常生活支援を行う担当ワーカーで、スコットランドの制度をもとにした、京都府独自の制度です。認知症初期集中支援チームによる支援終了後も、概ね1年程度の支援を行います。
ねんりんピック（全国健康福祉祭）	155	スポーツや文化種目の交流大会を始め、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じ、高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与するため、各都道府県持ち回りで開催されます。京都府では平成5年に第6回大会を開催しています。
脳血管疾患	117	脳の血管に関連する病気の総称のことです。いわゆる脳卒中は、脳血管疾患に含まれます。
は行		
8050（ハチマルゴーマル）問題	142 164	ひきこもりの長期化などにより、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまう問題のこと。「80代の親と50代の子」になぞらえてこのように呼ばれています。
パートナーシップミーティング	165	活動団体や各市町村、京都府などの同じ課題に取り組む関係主体どうしが、協力して活動するための第一歩とするため、お互いの関係性を築いていく場のことです。従来型の形式的な会議ではなく、様々な人との意見交換の場であり、参加者どうしが活動団体や行政の垣根を越えて、対等な関係性を構築できる場としての運営を目指しています。
ピアサポート	107 183 他	同じ悩みなどの問題を抱えている当事者同士が、互いに支え、援助することです。
PDCAサイクル（ピーディーシーエーサイクル）	5 他	業務プロセスなどを管理・改善する手法の一つで、計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Act）という4段階の活動を繰り返しながら、継続的にプロセスを改善・最適化していく手法です。
BPSD（行動・心理症状）	112	認知症によって現れる、次のような症状の総称。脳の細胞が壊れることによって直接起こる「中核症状」（記憶障害、見当識障害、失認・失語・失行、実行機能障害等）と区別して、「周辺症状」「行動・心理症状」（Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia）と呼ばれる。〔行動症状〕暴力、暴言、徘徊、拒絶、不潔行為等、〔心理症状〕抑うつ、不安、幻覚、妄想、睡眠障害等
ビッグデータ	148	大規模なデータセットの意味で、主に量、多様性、速度および変動性のデータ特性があり、ここでは、健診や医療・介護レセプト等の医療系のデータを指しています
ファシリテーションスキル	195	チームに対して、メンバー同士の相互作用から得られる気づきにより自律的な問題解決を促すための能力を言います。
福祉サービス利用援助事業	178 179 他	認知症高齢者や知的障害、精神障害等判断能力が十分でない方に対して、福祉サービスの利用について援助しようとするもので、京都府社会福祉協議会が実施主体となり、その業務の一部を市町村社会福祉協議会に委託しています。援助が必要な方に対して、市町村社会福祉協議会より生活支援員が派遣され、実際の援助を行います。
福祉避難サポートリーダー	170	体育館などの避難所において、福祉的な目線を持って避難所運営をサポートするとともに、要配慮者と支援者・行政等とのつなぎ役になる人材のことで、主に社会福祉施設職員や、社会福祉協議会職員、行政職員、学校教職員の方が担っています。
福祉有償運送	164	障害者や高齢者など一人で公共交通機関を利用することが困難な方を対象に、通院、通学などの日常的な外出や行楽、余暇活動などでの外出の手助けとして、NPOや社会福祉法人などが、実費の範囲の対価によって行うドア・ツー・ドアの個別移送サービスです。

用語	頁	解説
フレイル（虚弱）	145 146 他	フレイルとは、海外の老年医学の分野で使用されている「Frailty（フレイルティ）」に対する日本語訳です。日本語訳では「虚弱」や「老衰」、「脆弱」などになります。厚生労働省研究班の報告書では「加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」とされています。
包括的支援事業	66 95	地域支援事業の一つで、市町村において地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援推進事業及び地域ケア会議推進事業を行います。
防犯CSR活動	168	CSR(Corporate Social Responsibility)とは、日本では「企業の社会的責任」と訳され、企業による社会貢献活動を「CSR活動」と言います。「防犯CSR活動」とは、様々な分野において取り組まれているCSR活動のうち、地域の犯罪防止に貢献する活動のことを言います。
訪問診療	66 134 他	計画的な医療サービス（診療）の提供で例えば毎週〇曜日の〇時と約束して医師が訪問し、診療、治療、薬の処方、療養上の相談、指導等を行います。
北部リハビリテーション支援センター	118	府北部地域のリハビリテーション充実のため、平成30年に舞鶴市内に設置した、京都府リハビリテーション支援センターのサテライトです。
保険者機能強化推進交付金	66 74 他	自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するために、平成30年度から交付が開始された交付金です。
ま行		
看取り期	125 他	本人、家族、医療・介護スタッフが死（看取り）を意識した時から始まり、看取った後の家族へのグリーフケアまでを「看取り期」として幅広く考えます。
みんなでつくる「あったか京都」推進指針（京都府ユニバーサルデザイン推進指針）	172	一人ひとりを大切に、優しくあたたかい心で支え合う社会（あったか京都）を府民みんなの参画と協働で実現するための設計図として、平成21年8月に策定したものです。
や行		
ヤングケアラー	110 183	年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護（障がい・病気・精神疾患のある保護者や祖父母への介護など）や世話（年下のきょうだいの世話など）をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どものことを言います。
友愛訪問	156	地域のボランティア等が、ひとり暮らし高齢者等を訪問して、見守り活動として、安否確認や話し相手となるなどの活動のことです。
有料老人ホーム	66 212 他	高齢者を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活に必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設（老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設を除く）です。
ユニットケア	206	特別養護老人ホーム等の居室をいくつかのグループに分けて、それぞれをひとつの生活単位とし、少人数の家庭的な雰囲気の中で行うケアのことです。
ユニバーサルデザイン	170 172	年齢、性別、能力、国籍などの違いに関わらず、はじめから、すべての人にとって、安心・安全に利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインすることとそのプロセスのこと。また、幅広い分野にわたって、すべての人に配慮したまちづくりやものづくり、情報・サービスの提供を進め、だれもが生活しやすい社会を作っていくことです。
要介護	3 他	身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、一定期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態です。介護保険では、本人の状態に応じて、要介護1～5の5段階の認定が行われます。
要介護認定率	18 25 他	「第1号被保険者数」に占める「要介護（要支援を含む）認定者数」の割合です。
養護老人ホーム	74 206 他	65歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設です。

用語	頁	解説
要支援	25 他	要介護状態まではいかないものの、一定期間にわたり継続して、日常生活を営む上で支障があると見込まれる状態です。介護保険では、本人の状態に応じて、要支援1～2の2段階の認定が行われます。
ら行		
リハビリテーション	117 他	ICF（国際生活機能分類）では、機能回復訓練も含めて、残っている「心身機能」を活用し、日常生活の「活動」、社会への「参加」に対するそれぞれの働きを通じて生活機能を向上させ、「自分らしく生きる」ことや「人間らしく生きる権利の回復」のために支えていく活動のことをいいますが、リハビリテーション＝専門職による機能回復訓練として用いられることがあります。
リハビリテーション科専門医	119 他	公益社団法人日本リハビリテーション医学会が、リハビリテーション医学・医療に関する専門的な知識や技術を有するものとして認定した医師のことです。
(リハビリテーション) 認定臨床医	119	公益社団法人日本リハビリテーション医学会が、リハビリテーション医療の一定以上の臨床経験を有するものとして認定した医師のことです。
リハビリテーション専門職	45 119 他	理学療法士（PT）、作業療法士（OT）及び言語聴覚士（ST）のことです。
利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメント	189	利用者又はその家族等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働環境が害されるもの
臨床心理士	126 128	臨床心理学にもとづく知識や技術を用いて、人間の“こころ”の問題にアプローチする“心の専門家”です。
レスパイト	110 181	高齢者などを在宅でケアしている家族を癒すため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援で、具体的には施設への短期入所や自宅への介護人材派遣などです。
老人福祉計画	3 4	市町村が策定する、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制に関する計画を「市町村老人福祉計画」と言います。また、都道府県が策定する、市町村老人福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画を「都道府県老人福祉計画」と言います。
ロコモティブシンドローム	145	略称を「ロコモ」、和名を「運動器症候群」といい、筋肉、骨、関節、軟骨、椎間板といった運動器のいずれか、あるいは複数に障害が起こり、「立つ」、「歩く」といった機能が低下している状態をいいます。

サービス区分	内 容
【各サービス区分の説明】	
居宅サービス	「要介護」と認定された人のうち、居宅で生活する人が利用できるサービスです。ここで言う「居宅」には、自宅のほか、軽費老人ホームや有料老人ホームなどの居室も含まれます（以下同じ）。居宅サービスは、利用者ができるだけ居宅等で自立した生活を送ることを目的に提供されます。
地域密着型サービス	「要介護」と認定された人のうち、居宅や施設（施設サービス利用者を除く）で生活する人が利用できるサービスです。住み慣れた地域での生活を支援するために創設されたサービスであり、原則として、事業所が所在する市町村内に居住する人を対象としています。
施設サービス	「要介護」と認定された人が、介護保険施設（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム：入所定員30人以上）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）に入所して利用するサービスです。
介護予防サービス 地域密着型予防サービス	「要支援」と認定された人が、介護予防を目的に利用できるサービスです。
【各介護保険サービスの説明】	
〔居宅サービス〕	
訪問介護	介護福祉士や訪問介護員等が利用者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活の世話をを行います。ただし、家事援助については、ひとり暮らし等で自ら行うことが困難な場合に限られます。
訪問入浴介護	利用者の居宅を入浴車等で訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
訪問看護	訪問看護ステーション等の看護師等が利用者の居宅を訪問し、療養にかかわる世話や必要な診療の補助を行い、療養生活を支援し心身の機能の維持回復及び生活機能の維持向上を図ります。
訪問リハビリテーション	病院・診療所・介護老人保健施設・介護医療院の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者の居宅を訪問し、理学療法・作業療法・その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身機能の維持回復を図ります。
居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師等が、通院困難な利用者に対し、心身の状況と環境等を把握し、療養上の管理指導を行って療養生活の質の向上を図ります。
通所介護 (デイサービス)	老人デイサービスセンター等（定員19人以上）が、居宅からの通い（送迎）の利用者に、入浴・排泄・食事等の介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常の世話と機能訓練を提供し、社会的孤立感の解消と心身の機能の維持向上や、家族の負担軽減を図ります。（定員18人以下の事業所は地域密着型サービスの「地域密着型通所介護」になります。）
通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設・介護医療院・病院・診療所等が、居宅からの通い（送迎）の利用者に、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを提供し、心身機能の維持回復を図ります。
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム等に短期間入所して、入浴・排泄・食事の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を行い、心身機能の維持と家族の負担軽減を図ります。
短期入所療養介護	介護老人保健施設等に短期間入所して、看護・医学的管理下の介護・機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話を行い、療養生活の質の向上と家族の負担軽減を図ります。

サービス区分	内 容
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム（いずれも入居定員30人以上）に入居する要介護者に対して、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練・療養上の世話を行います。（定員30人未満の事業所は「地域密着型特定施設入居者生活介護」になります。）
福祉用具貸与	利用者の心身の状況や希望・環境をふまえ、適切な福祉用具の選定の援助・取付け・調整等を行って貸与し、日常生活上の便宜を図り機能訓練に資するとともに、介護者の負担軽減を図ります。〔福祉用具貸与の範囲〕車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具部分を除く）、自動排泄処理装置
特定福祉用具購入費	福祉用具のうち、入浴や排泄の際に用いられるなど、貸与になじまない用具は特定福祉用具として販売・購入の対象となります。〔特定福祉用具購入費の範囲〕腰掛便座、自動排泄処理装置の交換部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分
住宅改修	在宅の利用者が、手すりの取付けや段差の解消等の住宅改修を行った場合に、住宅改修費が支給されます。〔住宅改修費の対象〕手すりの取付け、段差の解消、床等の材料変更、扉の取替え、洋式便器への取替え等
居宅介護支援	在宅の要介護者が、居宅サービスや地域密着型サービス、必要な保健医療福祉サービスの適切な利用ができるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用者の依頼を受けて、心身の状況、おかれている環境、本人や家族の希望などを勘案し、利用者の自立を支援することを目的に、利用するサービスの種類や内容等を定めて居宅サービス計画（ケアプラン）を作成した上で、計画に基づいてサービスが提供されるよう、事業者などと連絡・調整を行います。
〔地域密着型サービス〕	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護の連携のもと、定期的な巡回や、利用者からの連絡により居宅を訪問して、入浴・排泄・食事等の介護や療養生活を支援するための看護、その他日常生活を送る上で必要となるサービスを提供します。
夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回や、利用者からの連絡により居宅を訪問して、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活を送る上で必要となるサービスを提供します。
認知症対応型通所介護	老人デイサービスセンター等が、居宅から通いの認知症の利用者に対して、入浴・排泄・食事等の介護、生活相談・助言や健康状態の確認等の日常生活上の世話、機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消と心身機能の維持、家族の負担軽減を図ります。
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	認知症の人が共同生活を送る住居において、利用者の心身の状態に応じた入浴・排泄・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行います。
地域密着型特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム（いずれも入居定員29人以下）に入居する要介護者に対して、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練・療養上の世話を行います。（定員30人以上の事業所は居宅サービスの「特定施設入居者生活介護」になります。）

サービス区分	内 容
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム)	地域密着型介護老人福祉施設（定員29人以下の地域密着型特別養護老人ホーム）に入所している利用者に対して、入浴・排泄・食事等の介護、相談と援助、社会生活上の便宜の供与等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理と療養上の世話をを行います。（定員30人以上の施設は施設サービスの「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」になります。）
小規模多機能型居宅介護	利用者の居宅において、または通いや短期間の宿泊により、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言や健康状態の確認等の日常生活上の世話、機能訓練を行い、登録された利用者（定員29人以下）を対象に、利用者の様態や希望に応じて、通いを中心として随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供することで、居宅における生活の継続を支援します。
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	医療ニーズの高い利用者に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加えて、必要に応じて訪問看護を提供します。
地域密着型通所介護 (地域密着型デイサービス)	老人デイサービスセンター等（定員18人以下）が、居宅からの通い（送迎）の利用者に、入浴・排泄・食事等の介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常の世話と機能訓練を提供し、社会的孤立感の解消と心身の機能の維持向上や、家族の負担軽減を図ります。（定員19人以上の事業所は居宅サービスの「通所介護」になります。）
〔施設サービス〕	
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人福祉施設（定員30人以上の特別養護老人ホーム）に入所している利用者に対して、入浴・排泄・食事等の介護、相談と援助、社会生活上の便宜の供与等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理と療養上の世話をを行います。（定員29人以下の施設は地域密着型サービスの「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）」になります。）
介護老人保健施設	介護老人保健施設に入所している利用者に対して、在宅生活への復帰を目的に、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話をを行います。在宅での生活が可能かどうかを定期的に検討し、退所時には本人や家族に適切な指導を行うとともに、退所後の主治医や居宅介護支援事業所等との密接な連携に努めます。
介護医療院	長期の療養が必要な要介護者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話をを行います。症状が安定期にありこれらのサービスを必要とする重篤な身体疾患を有する者や身体合併症を有する認知症高齢者等が対象となります。介護医療院は平成30年4月に創設され、介護療養型医療施設の主な転換先となっています。

※ 介護予防サービス、地域密着型予防サービスの内容は、上記の内容に準じます。

※ 施設サービス等一部のサービスについては、「要支援」の人は利用できません。

